

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

こどもの意見表明および参加

第12条 こどもは、自由に自分の意見等を表明することができ、自分に関わることに参加することができます。

2 こどもは、意見等を表明するために、必要な情報を得たり、意見等を形成するための支援を受けたりすることができます。

3 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに意見等の表明を強要し、または表明したことによる不利益な取扱いをしてはいけません。

4 市は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けます。

5 市は、こどもに関する施策の立案、実施結果の評価等を行うときは、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

6 市は、前項の機会を設けるときは、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用います。

7 市は、こどもの意見等を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努めます。

8 市は、こどもの意見等に対し、こどもにフィードバックする機会を設けます。

9 保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、こどもに関することについて、こどもが意見等を表明できる機会を設けるよう努めます。

【解説】

第12条では、こどもの意見表明および参加を定めています。

条例検討委員会では、こどもの参加、意見表明について議論を重ねてきました。「こどもの声を聴く取組」の意見でも、「意見はこどもにもたくさんあるから言わせてよ」、「こどもの意見を聞いたうえで「反映」させてほしい」といった意見表明に関する意見が数多く寄せられました。そこで、こどもに関する様々な場面で、こどもが参加し、意見を表明する機会を保障するため、こどもの意見表明および参加について明記しました。

こどもの意見表明というと、会議やアンケートなど「公式な場」を想像されることが多く、それらは意見表明の機会として重要です。しかし、家庭や学校、子ども食堂、地域活動の場など、こどもが普段過ごす居場所において、安心して自分の気持ちや考えを話せる環境があることも、重要な意見表明の機会です。日頃からこどもに寄り添い、こどもの話を聞き、信頼関係や安心できる関係を築くことで、こどもがふとしたときに発する声や、何気ない言葉の中にある「意見」を拾い上げることができます。

こどもの権利を保障するためには、形式的な機会だけでなく、日々の生活の中でこども一人ひとりの声に意識を向けることが大切です。そのため、市はその機会を確保すること、そして保護者、市民等および育ち学ぶ施設等に、その機会を設けるよう努めることを決めました。

市では、若者が本市に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議・提案する場である「若者会議」や、小学校や中学校の代表者が集まり発表や議論を行う場である「小学生・生徒会サミット」を開催しています。今後こうした活動を踏まえ、こども会議やこどもの意見箱など市の施策にこどもの意見が反映される多様な参加の手法について検討します。

【関連する意見】

- ◇ 大人がこどもの意見を大事にすることで、こどもの家庭・学校生活への満足度や幸福度が高くなる傾向が見られた。【アンケート(中高生・小学校高学年)】
- ◇ 大人が自分の話を聞いてくれないほど、自分の気持ちや言いたいことが「言える」の割合が低くなっている。【アンケート(小学校低学年)】
- ◇ 取組の結果、約500件のこどもの意見を聴くことができた。5歳児のこどもは意見を言えない・聞いても意味がないと考える人もいるかもしれないが、今回の取組を通して、5歳児のこどもでも大人と同じようにたくさんの意見を持っていることがわかった。【こども園・保育園・幼稚園のこどもへのヒアリング】
- ◇ 日本語教室では、安心して意見を言うためには「少人数」「知っている人がそばにいる」環境が必要であるとの意見があり、児童養護施設では「えらぶ自由 子どもにだってある」「ルールって みんなで決めるものだよね」という意見表明に関連するかるたに多く共感を示した。【多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリング】
- ◇ 「自分(オリジナル)のかるた」では、「意見は子どもにもたくさんあるから言わせてよ」「子どもも大人の話にはいりたい」「やめようよ 子どもの意見を無視するな」など「第12条 意見を表明する権利」につながると考えられる内容がみられた。【こどもワークショップ】
- ◇ アンケート調査結果では、具体的な取り組みとして、目安箱や意見箱の設置、アンケートの実施、児童会・生徒会活動、意見表明のための専門委員会の設置など、様々な手法でこどもの声を聴く工夫がされている。特に注目すべき点は、直接意見を言いにくい場合の配慮として、匿名での意見表明の場や、アドボケイトの活用など、こども一人ひとりの特性や状況に合わせた意見表明の機会を創出していることである。さらに、単に意見を聴くだけでなく、その意見に対するフィードバックの重要性も認識されている。【関係団体等アンケート】

第6章 条例の推進

「第6章 条例の推進」ではこどもの権利を保障するまちづくりを実現するため、市の施策を計画的に推進するとともに、評価・検証の仕組みなどについて規定しています。

計画

第17条 市は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下「こども計画」といいます。)を定めます。

2 こども計画は、こども基本法第10条第2項の規定により策定するこども施策についての計画とします。

3 市は、こども計画の策定にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

4 市は、こども計画において、この条例の推進を図るための必要な事項を定めます。

5 市は、この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表します。

【解説】

第17条では、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画について定めています。

第6条「市の責務」において、市がこどもに関する施策を総合的に実施し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進することを定めました。第17条をはじめとする第6章は、この責務を果たすための手段として位置づけられるものです。

市は、この条例を理念的に掲げた「こども計画」を策定することにより、第4章で示した「こどもの権利を保障するまちづくり」を推進します。この計画に基づいてこどもに関する施策を総合的に実施することで、条例の実効性を確保し、こどもの権利保障を着実に進めていきます。

また、計画の策定において、第12条第5項の規定により、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けることも定めています。その際、第12条第6項、第7項、第8項に基づき、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施し、こどもの意見等を反映するよう努め、結果をフィードバックする機会を設けます。

評価および検証

第18条 市は、こども計画の実施の状況を評価および検証します。

2 市は、評価および検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例(平成25年富田林市条例第29号)に基づく富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴きます。

3 市は、評価および検証にあたり、第12条第5項の規定によりこどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。

4 市は、評価および検証の結果について、公表するとともに、必要に応じて改善を行います。

【解説】

第18条では、「こども計画」の評価および検証について定めています。

評価や検証方法を定め、施策・事業のPDCAを効果的に推進することで、条例の実効性を担保しています。

また、「こども計画」の評価および検証について、第15条第2項第4号の規定により擁護委員会は、意見を述べることができます。第三者であるこどもの権利の専門家による客観的な評価や検証を通じて、条例の理念に基づいた施策が適切に実施されているかを多角的に確認し、より実効性のある計画へと改善していくことができます。

さらに、評価および検証においても、第12条第5項の規定により、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けることも定めています。その際、第12条第6項、第7項、第8項に基づき、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施し、こどもの意見等を反映するよう努め、結果をフィードバックする機会を設けます。